

1 議会の沿革

明治11年7月府県会規則が公布され、各府県に府県会が設置されることになった。本県はこの規則に基づき翌12年3月最初の議員選挙を行い、明治12年4月25日旧美濃国正副区長会議所を議場として第1回の県会を開いた。

選挙権は満20歳以上の男子で、その郡区内に本籍を定め、その府県内で地租5円以上を納める者に、また被選挙権は満25歳以上の男子で、その府県内に本籍を定めて満3年以上居住し、地租10円以上を納める者に限られていた。投票はあらかじめ郡長から配布された用紙に自己及び被選挙人の住所氏名を記入し、予定の日に関係する郡役所において行うことを原則とした。議員の任期は4年であったが、2年ごとに半数が改選された。また、議員定数は当初50人であったが、明治14年から54人に改められた。

当時の県会は、地方税をもって支弁する経費の予算とその徴収方法を議することが主要な任務であったが、本県会では、地域代表として選出された議員が治水費問題をめぐってその利害を対立させ、山岳派並びに治水派の二大勢力に集結して大いに紛糾した。両派の対立は地方税の獲得から役員の争奪へとエスカレートし、対知事との関係から政党色を強め、明治26年3月の小崎知事の引責辞職、明治27年12月の県会解散という県政史上に残る重大事件を引き起こした。

議長、副議長以外の役員として、明治13年11月から常置委員を設けることになったが、これは付議案件の諮問、臨時急施事件や予算流用などを代決する機能を有していた。常置委員の定員は5人（明治28年2月から同30年10月までは7人）で、その任期は2年であった。

その後、明治23年5月新たに府県制が公布されたが、本県では諸般の事情を考慮して明治30年から実施された。この府県制により特に従来と変わった点は、議員定数（35人）、間接選挙制の採用、常置委員制度に代わる参事会制度の設定、さらには議会の審議方法の変更であり、県会の性格が明確化した。しかし、この府県制も種々不備な点があり、明治32年3月には全面改正されたため、この府県制に基づく県会はわずか2年間実施されたにとどまった。

以後、府県制はしばしば部分的改正が行われ、特に大正15年7月の普通選挙法の施行は従来の地方制度を一新し、納税資格による選挙権制度は撤廃され、一般国民（男子のみ）にその門戸を開放し、昭和2年9月普通選挙法による初めての選挙が施行された。

終戦後の昭和21年11月に公布された新憲法の中には「地方自治」の一章が設けられ、翌22年4月には地方自治法の公布を見た。ここに都道府県は地方公共団体として、地方自治の本旨に基づく健全な発展を保障されるとともに高く位置づけられ、議決機関としての議会もその機能を著しく拡大強化した。また、従来の参事会制度に代わって、常任・特別委員会制度が設置され、部門別・専門別に案件を審議することになった。

この新制度による最初の県議会議員選挙は、昭和22年4月30日に行われ、52人の新議員が選出された。同年5月19日には名称も県会から県議会へと新たにし、新憲法下初の定例県議会が公選知事により招集され開会した。以後、議員定数などに若干の変動を見たものの、4年ごとに改選され今日に至っている。